

川崎市公告第836号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和8年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

生田緑地ばら苑再整備に向けた植栽検討・支援実施業務委託

2 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

川崎市多摩区長尾2丁目地内ほか

4 業務概要

(1) 業務目的

本委託は、生田緑地ばら苑の再整備にあたり、

- ・既存バラの希少性等の価値整理及び継承方針の検討
- ・継承方法（接木・移植・新規購入等）及び管理・調達方法の整理
- ・病害虫等による健全度の把握と対応方針の検討
- ・バラ以外の植物や既存樹木等を含めた植栽全体の位置付け及び市の基本的な考え方の整理
- ・上記を踏まえた、民間事業者への要求水準書作成に資する技術的与条件の整理を行うことを目的とする。あわせて、生田緑地が有する自然環境との関係性も踏まえ、生物多様性の保全の観点から、植栽種の選定や導入の考え方、管理のあり方についても検討を行うものである。

(2) 業務内容

ア 継承するバラの選定

生田緑地ばら苑に現存する各バラ品種について、作出の歴史や希少性、ボランティア活動との関係性、生育状況及び健全度等を整理し、再整備にあたり継承する品種及びその優先度を整理する。

イ 既存バラの健全度把握(病害虫等)及び対応方針の検討

継承候補としたバラ及び主要な既存株について、病害虫の発生状況、感染リスクの拡大の可能性、継承、再利用にあたっての技術的課題を整理し、継承の可否や条件整理を行う。あわせて、防除、更新、廃棄等を含めた対応方針を検討する。

ウ バラの継承方法(接木・移植・購入等)の検討

ア、イで選定した継承対象バラについて、有識者、育種家、苗生産者等へのヒアリングを行い、接木、株移植、新規苗購入等の手法の適否、実施時期及び留意点、品質確保やリスクの違いを比較整理し、品種・状態別の最適な継承方法を検討する。また、不要となる既

存株が発生する場合は、教育利用、展示利用、廃棄等を含めた活用・処分方法を検討する。

エ バラ継承に係る管理・調達方法の整理

バラの継承に係る以下の事項について整理を行う。

- ・接木等依頼先候補及び契約手法
- ・納品後から植栽までの管理方法
- ・継承期間中の品質管理体制

これらを踏まえ、管理委託用の仕様書案、概算委託費用、管理マニュアルを作成する。また、将来的な効率的な維持管理を見据え、デジタルツールを活用した植栽管理事例を調査し、データベース化を前提とした情報整理を行う。

オ バラ継承に係る実施・管理支援及び協定締結支援

エで整理した内容及び前述で検討した継承内容に基づき、接木等を実施するための依頼先候補についてヒアリングを行うとともに品質確保や管理体制、実施スケジュール等を整理する。あわせて、接木等の作業後からバラ苗の完成までの期間における管理を適切に行うため、必要に応じて苗生産者などとの協定、覚書等の締結に向けた条件整理及び締結支援を見据えた調整を行うものとする。

カ 再整備に向けた技術的要件整理

前述の検討結果並びに、ばら苑の歴史、市民協働の経緯、再整備のコンセプト等を踏まえ、再整備後のばら苑の魅力を通年的に維持・向上するための庭園構成や植栽手法、植栽及び管理水準の方向性、ガーデン・スーパーバイザー等監修体制導入時の要件等を多角的な視点から整理する。あわせて、植栽種選定における配慮事項や留意点について、将来的に民間事業者へ提示する要求水準書に反映可能な形で整理する。

キ 市民意見聴取の企画・運営支援

再整備方針やバラの継承方法等について、市民及びボランティアから幅広く意見を聴取するための場の企画・運営を行う。

- ・市民を対象としたワークショップの企画・運営
- ・その他、必要に応じた意見聴取(実施形態・対象者は監督員と協議)

ク 各種会議運営補助

以下の会議について、資料作成支援、会議録作成を行う。

- ・市が設置した有識者委員会
- ・生田緑地ビジョン推進に関する庁内検討会議(幹事会)

ケ 検討業務報告書の作成

上記の検討結果を報告書にまとめる。

コ 打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間時3回、完了時の計5回程度とする。対面を基本とし、オンライン等も可とする。このほか、必要な打合せが生じた場合は、相談の上、随時適切に対応すること。

5 事業委託料（参考）

事業委託料は、次の金額を上限とします。

5, 467, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 法人であること
- (2) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (4) 令和 8 年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「造園部門」に登録されていること（参加申込時点で業者登録中〔申請中含む〕であり、かつ契約時点で業者登録されることを条件に、資格要件は満たしているものとする。）
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること

7 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課 計画調整担当 渡仲・川原
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地（本庁舎 17 階）

電 話 044-200-1202（直通）

F A X 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）

8 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、様式についても併せて掲載する。

(2) 公表開始日

令和 8 年 5 月 11 日（月）

9 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「6 参加資格」を確認のうえ、次の提出書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により 1 部提出

(1) 提出期間

令和8年5月13日(水)から令和8年5月22日(金)まで

(郵送の場合は令和8年5月22日(金)必着)

※受付時間：午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

(2) 提出場所

「7 担当部局」のとおり

(3) 提出書類

参加意向申出書(様式1)

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付する。

10 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書(様式2)に質問内容を記載し、「7 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付

(2) 受付期間

令和8年5月27日(水)から令和8年5月28日(木)午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年6月2日(火)までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。

11 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出

(1) 提出期間

令和8年6月12日(金)から令和8年6月19日(金)まで

(郵送の場合は令和8年6月19日(金)までに必着)

※受付時間：午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

(2) 提出書類(ア～オはすべて任意様式)

ア 企画提案書(パソコンによる閲覧を想定しているため、向きは横を基本) 20ページ以内とする。

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 見積書

エ 業務実績表

オ 会社(団体)概要書(パンフレット等)

(3) 提出部数

ア 見積書以外：PDFデータで各1部

(書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を「業者名_書類名」とすること。)

例：株式会社〇〇_企画提案書.pdf)

イ 見積書：原本（紙）を1部（押印あり）

(4) 提出方法

ア 見積書以外：別途指定する Logo フォームにアップロードし、送信すること。

指定 Logo フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/1568243>

イ 見積書：「7 担当部局」へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

(5) 留意点

ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。

イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。

ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。

1.2 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、生田緑地ばら苑再整備に向けた植栽検討・支援実施業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時（予定）

令和8年6月29日（月）から令和8年7月1日（水）のうち、指定の日時

※日時は調整の上、個別に連絡する。

イ 審査場所（予定）

川崎市役所本庁舎

※場所は調整の上、個別に連絡する。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ、HDMIコード以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明や質疑に対する応答はいずれかの者が行うこととする。

(3) 審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次の選考基準により審査する。

ア 業務目的・内容の理解度

- 1) 理解度
事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。
- 2) 知識・能力
業務に必要な知識、能力が十分か。
- 3) 積極性
業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

イ 事業実施体制

- 1) 組織体制
業務を円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。
- 2) スケジュール
履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。

ウ 事業の企画力

- 1) 企画力
これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。
- 2) 調査手順・方法
効率的・効果的な調査手順・方法が提案されているか。
- 3) 実現性
提案内容に具体性と実現性があるか。
- 4) 資料作成
提案書の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか。

エ 実績評価

本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できるか。

- (4) 受託候補者の特定
評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。
- (5) 受託候補者選定結果通知（予定）
令和8年7月3日（金）

1.3 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

- (1) 契約日前に「3 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

1.4 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とする。
- (4) 契約保証金
川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。